

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勸業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 商談室、多目的室、^{ちゆう}厨房及び会議室に係る申請の項中「^{ちゆう}厨房及び会議室」を「及び^{ちゆう}厨房」に改め、同項の次に次の1項を加える。

会議室又は会議室と併せて利用する施設（一般展示場及び特別展示場を除く。）に係る申請	産業の振興及び発展に資することを目的とする研修、会議その他これらに類する催物のためにするもの	利用日の属する月の6箇月前の月の初日
	その他のもの	利用日の属する月の3箇月前の月の初日

別表第1 工芸実技室に係る申請の項を次のように改める。

工芸実技室に係る申請	伝統産業又はその振興若しくは発展を図るための事業に従事するものが当該伝統産業又は当該事業に係る研修、会議その他これらに類する催物のためにするもの	利用日の属する月の12箇月前の月の初日
	産業（伝統産業を除く。）の振興及び発展に資することを目的とする研修、会議その他これらに類する催物のためにするもの	利用日の属する月の6箇月前の月の初日
	その他のもの	利用日の属する月の3箇月前の月の初日

別表第1に備考として次のように加える。

備考 一般展示場及び特別展示場の利用の許可の申請は、産業の振興及び発展に資することを目的とする展示会、見本市その他これらに類する催物のためにする場合で、全ての一般展示場及び特別展示場の全面を利用する日が2日以上にわたるもの（2日以上にわたり午前及び午後を連続して利用するものに限る。）であるときは、この表の規定にかかわらず、利用日の属する月の36箇月前の月の初日から受け付けるものとする。

別表第2 2 映写設備の項及び撮影設備の項を削り，同表2 照明設備の項中

「

Horizont ライト	1列	577
A セット	一式	2,100
B セット		3,150

を」

「

A セット	一式	2,100
-------	----	-------

」に改め，同表2 その他の項中「演壇」

を「演台」に改め，「

電話機	1台	787
-----	----	-----

」を削り，同表2 備考

2 中「，映写設備の映像セット」を削り，「のAセット及びBセット」を「のAセット」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

1 一般展示場，特別展示場，商談室，多目的室及び^{ちゅう}厨房

京都市勸業館利用許可申請書

(宛先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあっては、名称及び代表者名） 電話 —
	担当者の氏名 電話 —

京都市勸業館条例第5条の規定により利用の許可を申請します。

利用する日時	年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)						
	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間			
利 用 す る 施 設	第1展示場	全面利用																					
		半面利用	A面																				
	B面																						
	第2展示場	全面利用																					
		分割利用	A面																				
			B面																				
			面																				
	第3展示場	全面利用																					
		半面利用	A面																				
	B面																						
	特別展示場	全面利用																					
		半面利用	A面																				
B面																							
第1商談室																							
	第2商談室																						
	第3商談室																						
	第4商談室																						
	第5商談室																						
第1多目的室																							
	第2多目的室																						
	第1厨房																						
	第2厨房																						
	第3厨房																						
第4厨房																							
	第5厨房																						
利用する																							
付属設備の利用の																							
特別の設備の																							
利用の目的																							
催しの	名称																						
	主催者																						
	展示																						

- 1 利用する施設にては、該当する箇所に を して 。た し、利用時間の 分が早朝又は夜間であるときは、利用の 時 及び 時 を して 。
- 2 該当する には、 を して 。
- 3 催しの の は、該当する事項が 場合は、 する はありませ 。

京都市勸業館利用許可申請書

(宛 先) 指 定 管 理 者	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー
	担当者の氏名 電話 ー

京都市勸業館条例第5条の規定により利用の許可を申請します。

利用する日時	年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				年 月 日 (曜日)				
	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間	
利 用 す る 施 設	大会議室																				
	第 会議室																				
	第 会議室																				
	第 会議室																				
	特別会議室																				
	工芸実技室																				
	正面広場その他の構内地	場所 (内)																			
		面 平																			
		場所 ()																			
		面 平																			
利用する																					
付属設備の利用の																					
特別の設備の																					
利用の目的																					
催しの	名称																				
	主催者名																				
	展示																				

- 1 利用する施設に ては、該当する箇所に を して 。た し、利用時間の 分が早朝又は夜間であるときは、利用の 時 及び 時 を して 。
- 2 該当する には、 を して 。
- 3 催しの の は、該当する事項が 場合は、 する はありませ 。

第2号様式 以 の部分中

利用	利用

を

利用

に改め、同様式

2を削り、同 1を同 とする。

則

(施行 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

()

- 2 従前の様式による用 は、市長が めるものに限り、当分の間、これを 用することができる。

(産業 商工部産業 務)